

宇部市水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事等の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において「建設工事等」とは、宇部市水道局建設工事等請負業者選定要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下この条において「選定要綱」という。）第 2 条第 1 項の建設工事等をいう。

2 この要領において「有資格業者」とは、選定要綱第 3 条に規定する有資格業者をいう。

3 この要領において「局工事」とは、局が発注する建設工事等をいう。

4 この要領において「一般の建設工事等」とは、宇部市内における建設工事等で局工事以外のものをいう。

5 この要領において「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

6 この要領において「一般役員等」とは、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前項に掲げるもの以外のものをいう。

7 この要領において「使用人」とは、有資格業者の使用人で前項に掲げる者以外のものをいう。

（指名停止の基準）

第 3 条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対し、指名停止を行うものとする。ただし、市長が指名停止を行った場合は、この処置に準じるものとし、管理者の指名停止は要しない。

2 管理者は、指名停止を行ったときは、建設工事等の工事請負契約等のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指

名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第4条 管理者は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 管理者は、前条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 管理者は、前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする（ただし、当初の指名停止の期間が1か月に満たないときはこの限りでない。）。

(1)別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第2第1号から第14号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第14号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（次条の一に該当する場合にあっては、別表第2第4号及び第6号に定める期間を限度とする。）まで短縮することができる。

4 管理者は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

第6条 管理者は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由がある場合（前号の規定に該当することとなった場合を除く。）

(3) 宇部市又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（同条第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

（指名停止事案の発生報告）

第7条 建設工事等を主管する課等の長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、指名停止事案の発生について（報告）（様式第1号）により財務課長に報告するものとする。

（指名停止等の通知）

第8条 管理者は、第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者及び関係機関にそれぞれ指名停止について（通知）（様式第2号）、指名停止期間の変更について（通知）（様式第3号）又は指名停止の解除について（通知）（様式第4号）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第10条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 管理者は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事由については、必要がある場合には、宇部市水道局建設工事等請負業者指名審査委員会に諮り、決定するものとする。

2 管理者は、指名停止を行った場合には、指名停止措置の概要(様式第5号)により通知した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで局第二庁舎1階閲覧コーナーにおいて閲覧に供するとともに、局ウェブサイトにより公表する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領の廃止)

2 宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領(平成26年上下水道局要領)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行前に宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に宇部市水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。